

2月定例会総括質問

2016年3月17日

日本共産党 阿部裕美子議員

日本共産党の阿部裕美子です。日本共産党県議団を代表し総括質疑を行います。

東日本大震災・原発事故から5年が経過しました。改めて犠牲となられた方々に哀悼の意を表し、被災者の皆様にお見舞いを申し上げます。復興、復旧のために日々奮闘されている関係者のみなさんに敬意を表します。

大震災、原発事故によって、命も人生もふるさとも実に多くのかげがえのない大切なものを奪われました。国は、この重大事故の収束も見えない中で、新たな基準をクリアすれば良しとして、使用済み燃料の処理もできない原発の再稼働に走っています。

しかし、この国の不幸を嘆いてばかりはいられません。少なくとも原発事故に直面したわが県こそ、このような悲劇を二度と繰り返させないためにしっかり総括を行い、教訓としなければならない責務があると思います。そうでなければ、この5年間で自ら命を絶った方80人、孤独死66人、避難生活で体調を崩し亡くなられた方など、震災関連死が2,030人を超え、なお増えています。福島県民のこの方々の御霊は救われないのではないのでしょうか。

この間、原発問題では重要な動きがいくつかありました。2月29日、福島第一原発事故について、事故を引き起こした津波を予測できたのに、対策を怠っていたとして当時の東電役員に刑事責任を問う初めての裁判が、東京地裁に強制起訴されました。重大事故を起こした東電の責任が厳しく問われることとなります。

3月9日、滋賀県大津地裁は関西電力高浜原発3、4号機は安全性が確保されていないとして、運転停止を求める仮処分決定を下しました。昨年4月の福井地裁に続くもので、稼働中の原発が停止されたのは初めてのことです。

まず、大津地裁の高浜原発運転差し止め仮処分決定をどのように受け止めているのか県の見解を伺います。

企画調整部長

大津地裁の、高浜原発運転差し止めの仮処分決定につきましては、その後、関西電力から異議申し立てがなされているところではありますが、いずれに致しましても原子力政策につきましては、なにより住民の安心・安全の確保を最優先に、国の責任において検討されるべきものと考えております。

阿部県議

一般的なことであれば、その答弁で済ますことができるかもしれませんが、こと原発事故の放射能汚染は県を選ぶことはできません。県外にも広がります。福島県民は今も全国各地で多くの皆さんにお世話になっています。

原発事故に直面して、苦しんでいる福島県だからこそ、「安全神話」に陥ることなく、率直に発言し、発信する義務があると思います。このことを指摘しておきます。

この間、行われているどんな世論調査でも、原発の再稼働反対の声はゆるぎない多数派となっています。原発事故の体験を経て、国民の「原発安全神話」は崩れたと言えるのではないのでしょうか。

ここに「福島県エネルギー政策検討会「中間とりまとめ」」があります。これは、JCO事故やプルサーマル導入問題、MOX燃料のデータ改ざん問題などが起きたときに県は「エネルギー政策検討委員会」を立ち上げ、24回にわたる検討会を行い、まとめたものです。プルサーマル白紙撤回の決断につながりました。

ここには「国は、徹底した情報公開、政策決定への国民参加など、新しい体質・体制で今後の原子力行政を進めていくべきである」と述べています。内堀知事も当時、中心的役割を果たされました。

私は県が国の言いなりではなく、自らの頭で英知を結集してまとめたもので、「県のエネルギー政策」の原点がここにあると思います。このような取り組みを原発事故の検証でも行う必要があると思います。

県は独自の事故検証委員会を設置し、今回の原発事故を検証すべきと思いますが知事の考えを伺います。

内堀雅雄知事答弁

お答えいたします。

原発事故の検証につきましては、政府及び国会の事故調査委員会が検証を行い、継続して検証等が必要とされた事故等については、原子力規制委員会が調査を進めております。

引き続き、原子力安全規制を担う国の責任において実施されるべきであると考えております。

阿部県議

原発事故の問題については、当事者である福島県もしっかりと事故の検証を行うことは、今後の災害対策を進めるうえでも極めて重要な問題だと思います。

次に述べますが東京電力は炉心溶融を判断する基準があったことを知らなかったとした問題もあります。国は福島第二原発の廃炉は事業者が決めると繰り返しています。当の東京

電力はいまだに第二原発廃炉を明言していません。福島第一原発事故については、なぜ3基ものの原発が次々と炉心溶融に至ったのか。人為的なミスも含めて、いまだに多くの未解明な問題が放置されています。その検証を後回しに、再稼働に進むことは許されることではないと思います。

このような様々な問題が指摘されている原発問題です。県は独自の検証委員会を設置して検証をすべきと思います。知事の答弁を再度求めます。

内堀雅雄知事答弁

原発事故の検証につきましては、原子力安全規制を担ってる国の責任において実施されるべきものであり、確実に調査をすすめるとともに、その結果についてわかりやすく情報提供すべきであると考えております。

阿部県議

東京電力は原発事故の時に核燃料が解け落ちる過酷事故、炉心溶融を判断する社内基準があったにもかかわらず、その存在を知らなかったと原発事故から5年が過ぎようとしていく2月24日に発表しました。しかも、福島原発事故の検証を進める新潟県技術委員会に追及されてようやく出されたものです。

「炉心損傷割合が5%を超えていれば炉心溶融と判定する」とする自分たちで作った重大事故の基準を知らなかったということ自体が原発を扱う資格がないことを表明しているものです。これはその後の事故対応や避難の対応に影響する重大問題でもあります。

東京電力がこれまで存在しないとしていた炉心溶融の社内基準が存在していたと公表したことについて、県はどのように検証していくのか伺います。

危機管理部長

炉心溶融の公表につきましては、先日、県に東京電力及び、経緯や原因を究明し報告するよう求めたところであり、東京電力が実施する第三者による検証の推移を注視してまいりたいと考えております。

阿部県議

先ほどのお昼のNHKテレビニュースで、東京電力の第三者委員会の様子が報道されました。資料も何もない中での、3人の専門委員。形ばかりという印象を強く受けました。

「日本原子力開発機構」の上級研究主席を務め、チェルノブイリ原発などの事故解析を手掛けてきた田辺文也さんは、「事故時運転操作手順書」のマニュアルに従い適切に対処していれば2号機、3号機はメルトダウンを回避できたのではないかと発言しています。

2011年10月25日の「赤旗」新聞には衆院科学技術・イノベーション推進特別委員

会の理事会が前日の24日に開かれ、福島第一原発の「事故時運転操作手順書」の一部が提出されたと報じられています。事故時運転操作手順書は事象ベース、徴候ベース、シビアアクシデントと、対応についてのそれぞれの操作手順書が明らかにされています。「アクシデントマネジメントの手引き」がなぜ使われなかったのかの解明も必要です。

翌年の2012年、3月5日の産経新聞には保安院が事故の1週間後に、1から3号機が炉心溶融していると分析していたことを報じています。当時の原子力安全・保安院の審議官が「炉心溶融」と発言したことから更迭されたことが話題になりました。

原発事故については色々な問題点が指摘されています。県としてもしっかりと検証すべきことだと思います。再度、見解を伺います。

危機管理部長

今回の東京電力を呼んで、報告を求めた際、原子力災害対策マニュアルというものをつくって、そこに5%以上、損傷すればメルトダウンだという基準を設けていたわけでございます。それが現場の運転員レベルまで、共有されていなかったと。それについての原因もその場でお聞きしました。その際には、それに関して、今は答えるすべを持っていないということございまして、今回、第三者委員会が開催されてますね、そういったことの聞き取りを現場レベルの運転員の方まで、社内的に調査をするということでございますので、その経過を私どもとしては見守っていきたいというように考えております。

阿部県議

先ほども申し上げましたけれど、第三者委員会が形ばかりような状況のもとで、これだけ重大な、様々な問題を抱えている内容を徹底していくという点では、福島県自らも、検証すべきではないかと思えます。そのことを指摘いたしまして次の問題に移ります。

原発事故収束に40年、あるいは1世紀かかるなどと言われていますが、福島第一原発事故の復興の現状について伺います。

この間、深刻な問題となっている福島第一原発の汚染水は1日何トン発生し、どのように処理されているのか伺います。

危機管理部長

福島第一原発の汚染水につきましては、地下水の建屋への流入のほか、護岸地下水のくみ上げなどにより発生しております。最近1か月の発生量は1日あたり400t程度となっております。この汚染水は、多核種除去設備等により最終的には、トリチウム以外の放射性物質を除去したうえで、構内のタンクに保管されております。

阿部県議

次に、タンクからの汚染水漏れがあつて、東京電力が溶接型タンクにすべて切りえ
るとしていた、フランジ型タンクを一部使い続けるとしたことについて県の見解を伺います
。

危機管理部長

フランジ型タンクの使用につきましては、汚染水を処理した水は漏えい等のリスクがより
少ない溶接型タンクに保管すべきであると考えており、やむを得ずフランジ型タンクを使用
する場合は、パトロール等による漏えい防止対策を徹底するとともに、出来る限り早期に、
溶接型タンクに切り替えるよう求めているところでございます。

阿部県議

海側の遮水壁が完成し、サブドレインや地下水ドレインが稼働した後も汚染水が増
え続けていて、このまま増え続ければ、タンクの空き容量がなくなる可能性があります。タ
ンクが足りなくなるから汚染水を薄めて流せばよいということにはなりません。

汚染水を処理した水であっても希釈して海に流すようなことは許されませんが、県の見解
を伺います。

危機管理部長

汚染水の処理につきましては、現在に国において長期的な取り扱いに関して、分離・濃
縮技術の検証も含めて、さまざまな検討がなされている段階であります。県と致しましては
、その検討内容を注視し、必要な意見を申し上げてまいりたいと考えております。

阿部県議

次に、中間貯蔵施設建設についてです。予定地の土地契約が成立したのは約2,400件のう
ち69件と発表されました。今のままのペースでは中間貯蔵施設建設の実現は難しいのでは
ないでしょうか。

中間貯蔵施設の早期整備に向けて、飛躍的な体制強化を国に求めるべきと思いますが見解
を伺います。

生活環境部長

中間貯蔵施設の整備につきましては、これまで国に対し、地権者説明の体制強化等、くり
返し求めてきたところであり、国は地権者説明の加速化プランや、平成28年度を中心とし
た中間貯蔵施設事業の方針を示したところであります。県と致しましては、引き続き施設設
置者である国が責任をもって、体制を強化し、総力あげて取り組むよう、強く求めるとも

に、国の取り組み状況をしっかり確認してまいる考えであります。

阿部県議

原発事故から5年という節目の年を迎え、福島原発事故の被害がどうしてこのように甚大になってしまったのか、5年間の関係者の懸命の努力にもかかわらず、被災者の生活と生業の再建がなぜ大きく遅れているのかが問われています。

3月7日に発表された地元紙の世論調査では県内の復興を実感しているとの回答は約2割にすぎません。県は約半数の人が復興を実感できないと回答した地元紙の世論調査の結果をどのように受け止めているのか伺います。

企画調整部長

震災5年を機に、地元紙はじめ各報道機関が行った復興の実感や、進捗等に関する世論調査やアンケートの結果、これらも踏まえまして、多くの県民の方々が復興を実感できるよう昨年末に策定した「第3次復興計画」に基づき、さらなる復興の加速化を目指してまいりますと考えております。

阿部県議

被災者支援、賠償問題について伺います。

いまだに約10万人の県民が全国すべての都道府県に避難を余儀なくされています。被災者支援については被災者を分断する一切の線引きや排除「期限切れ」を理由にした切り捨てを行わず、事故前にどこに住んでいたかにかかわらず、避難している人もしていない人も、故郷に戻りたい人も戻れない人も、すべての被災者が生活と生業を再建できるまで、国と東京電力が責任を持って等しく支援することを大原則とすべきであります。

改めて、すべての避難者が生活再建を果たすまで、国と東京電力が支援することを大原則とすべきと思いますが県の考えを伺います。

避難地域復興局長

避難者の生活再建に向けての支援につきましては、国と東京電力が損害賠償を含め、しっかりと責任を責任を果たすべきものと考えております。県と致しましても、市町村や、関係団体等と連携を図りながら、避難者それぞれの事情に寄り添ったきめ細やかな支援に今後とも取り組んでまいります。

阿部県議

その立場を現実に実行して頂きたいと思えます。今被災者が一番心配していることの1つは住宅支援が打ち切られてしまうことです。県は、本会議の答弁で、避難指示区域以外は災

害救助法によるこれ以上の延長は困難との考えを示しました。避難者の願いとは大きくかけ離れることとなります。

避難者が特に多い旧緊急時避難準備区域は避難解除されて4年半が経過しましたが、2011年9月30日に避難解除された広野町では約5,000人の町民のうち戻っているのは2,400人にすぎません。まだ半数の住民の方は仮設住宅などに避難を継続しています。事故前に2,800人いた川内村も戻ってきている住民は1,765人、63%にすぎません。

14日に県が示した応急仮設住宅の特定延長を行う対象市町村は広野町も含む、いわき市、相馬市、南相馬市、新地町とされています。特定延長は自宅の再建は決まっているが、工事等の関係から供与期間内に仮設を退去できないものという条件を満たすものとされています。これでは条件を満たさない人は救われません。

来年の3月で仮設入居要件を満たさないとすれば、仮設やみなし仮設から退去させられることとなりますが、仮設住宅を管理する県は、避難指示区域以外の避難者は特定延長以外、応急仮設住宅からすべて退去させるということなのかお答え下さい。

避難地域復興局長

避難指示区域以外の避難者に対する応急仮設住宅の供与期間につきましては、平成29年3月までで終了し、特定延長の対象となる避難者をのぞき、県による新たな支援策に移行することとしております。

阿部県議

県は新たな家賃補助制度に移行するとしていますが、県内避難者への家賃補助については妊婦と子どものいる世帯のみが対象ということなのか改めて県の考えを伺います。

避難地域復興局長

県内避難者に対する家賃補助につきましては、引き続き避難先市町村において、避難を継続する妊婦と子どもがいる世帯を対象として実施することとしています。

阿部県議

答弁では、妊婦と子どものいる世帯のみが支援対象とし、その他の世帯には家賃補助が打ち切られる。あるいは特定延長の適用の条件を満たさない人は支援が打ち切られることとなります。転々と避難生活をしてきた方たちに仮設住宅退去を求めることはゆるされません。

特定延長など区別をせずに最後まで一人ひとりの復興へ支援するという立場に立つべきです。再度答弁を求めます。

避難地域復興局長

新たな支援策のなかでは、家賃補助のみならず公営住宅の確保等の対策も含め実施をすることとしております。そのなかで、これから現在29年3月で供与終了になる避難者に対して、アンケート調査を実施しております。そのアンケート調査をもとにですね、4月以降、個別に訪問させていただいて、29年の4月以降どうするか、対策について丁寧に対応してく予定でございますので、その部分で行先きがなくなるとか、そういうことにならないように丁寧に対応して参りたいと考えております。

阿部県議

家賃の補助でも、県内と県外避難者を区別することは許されません。自主避難者の住宅無償提供が実施されたのは、原発事故から1年8か月も経過した後のことでした。差別に何の根拠も示せず、実施を余儀なくされたのが経過でした。今回も同じではないでしょうか。このような理不尽な差別は繰り返すべきではありません。

家賃補助の実施に当たり、県内と県外避難者で対象範囲に差を設けるべきではないと思いますが県の考えを伺います。

避難地域復興局長

平成24年度において、県内自主避難者への応急仮設住宅の供与の決定にあたって妊婦子ども世帯を対象としたところであります。新年度からの家賃補助につきましても、妊婦子ども世帯を対象として支援することと致しました。

阿部県議

世界のどこでも経験したことのない4基の原発が一度に過酷事故を起こした事故に対して、被災者支援に期限を設けること自体に無理があるのではないのでしょうか。県は国が認めないから仕方がないとの立場に立っています。それは県民に寄り添う立場ではないと思います。放射能に対する不安の受け止めもそれぞれ異なる複雑な実情を踏まえ、一人ひとりの不安に答える対応が求められているのであり、行き場のない避難者をつくってはならないと思います。

商工業者への賠償打切りも深刻です。福島市は4,090事業者、680億円の賠償が行われていることが市議会で明らかにされましたが、賠償打切りは業者の死活問題、地域経済の落ち込みにもつながります。東京電力は、商工3団体の申し入れに対して相当因果関係を判断する根拠となるデータを開示すると回答しました。自ら決めた「3つの誓い」は1つ、最後の1人が新しい生活を迎えることができるまで、被害者の方々に寄り添い賠償を貫徹する。2つ、迅速かつきめ細やかな賠償の徹底、3つ、和解仲介案の尊重を掲げています。これを誠実に実行することが求められています。

県は商工業の営業損害について、事業者との交渉を誠実かつ丁寧に行い、被害者の立場に立って十分な賠償を行うよう東京電力に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

原子力損害対策担当理事

商工業等の営業損害につきましては、原発事故と相当因果関係のある減収分が賠償されることは当然であります。県と致しましては、東京電力に対し、被害の状況を事業者からしつかりと伺い、損害の範囲を幅広く捉えて、賠償を柔軟に行うよう求めてきたところであり、引き続き、商工団体等と連携した原子力損害対策協議会の活動等とおし、被害の実態に見合った賠償が的確になされるよう、取り組んでまいります。

阿部県議

農業問題についてうかがいます。

福島県の基幹産業である農林水産業は原発事故の放射能汚染によって甚大な被害を受けました。「復興牧場」など新たな取り組みも始まったところもありますがまだまだ苦境に立たされています。

本県の米、桃、肉用牛の平均価格は全国平均に比べどのような状況にあるのか伺います。

農林水産部長

本県の米、桃、肉用牛の平均価格につきましては、東京都中央卸売り市場等のデータによれば、平成27年度平均価格で米が7%、桃が26%、和牛の枝肉価格が9%をそれぞれ全国平均にくらべ、低い水準で取引されております。

阿部県議

全国に誇る本県の味自慢の農産物がいずれも全国平均を大きく下回っていますが、県は全国平均を下回る県産農産物の価格回復に向け、どのように取り組むのか伺います。

農林水産部長

県産農産物の価格の回復につきましては、風評の緩和に向けた大規模な商談会や、バイヤーを対象とした産地ツアーをつうじ、取扱いの拡大を働きかけるほか、市場における県産農産物の評価を高めるため、オリジナル品種の開発や品質の向上にむけた技術指導などに取り組んでまいります。

阿部県議

原発事故によって農林水産業では何が起き、何が問題となったのか、農林水産業分野における事故後5年間の総括を行うべきと思いますが県の考えを伺います。

農林水産部長

原発事故により、本県の農林水産業は国の避難指示を受けたことに伴う、営農等の中断、原発事故の影響をふまえた作付け、出荷制限。沿岸漁業の操業自粛、さらには風評による価格下落など甚大な被害をうけ、いまだにその影響が継続しております。県と致しましては、農林地の除染や、吸収・抑制対策、生産流通・消費の各段階での放射線物質検査、風評対策などにしっかりと取り組むとともに、浜地域～農業再生研究センターの調査研究をふまえた避難地域等における営農再開の支援など、本県の農林水産業の復興再生に全力で取り組んでまいります。

阿部県議

原発事故で被害を受けた農林水産業に、さらに追い打ちをかけるのがT P Pです。

J Aふくしまが東京大学に依頼した試算では50品目で2010年総生産額2,373億円から421億円、17.7%減少と試算されました。関税が撤廃され、輸入増加が見込まれる畜産や果実、コメを中心に価格や生産が落ち込むとされます。また、これに伴う食品製造や小売業など県内の全産業の生産額603億円の減少と、雇用は約1万8千人減少の見込みとされています。一方、福島県の試算は2010年に比べて減少額は17億1千万から32億円で東京大学の試算と大幅な違いがあります。

県は東大の試算はT P P対策を何もやらない試算であり、本県の試算はT P P対策を実施したことを見込んでの試算であると述べていますが、T P P協定参加による本県農林水産業等の影響試算は過小評価ではないかと思われまます。

T P P協定の発効により畜産農家の減少がさらに進むことが懸念されますが、県はどのような対策を講じるのか尋ねます。

農林水産部長

畜産農家の減少への対策につきましては、畜産の農家はもとより、飼料用米を生産する耕種農家などが、有機的に連携・集結した組織、いわゆる「畜産クラスター体制」を構築すると共に、必要な機械の導入や施設の整備を支援することにより、生産基盤の基盤の強化をはかり、地域全体で畜産経営にとり組む仕組みづくりを進めてまいる考えであります。

阿部県議

T P P関連法案が国会へ提出となり、後半国会の最大の焦点となります。国内総生産・G D P 15%超を占める日本が承認しなければ発効条件が満たされません。国会決議違反であり、日本農業新聞がJ A組合長に行った調査では91.6%の農協組合長が国会決議を守っていないと答えています。T P P反対を国に求めるべきです。

T P P協定の発効により増大が予想される輸入農産物の検査について、県はどのように考えているのか伺います。

農林水産部長

輸入農産物の検査につきましては、毎年度、策定する「福島県食品衛生監視指導計画」に基づき、遺伝子組み換え食品の検査や、残留農薬等の検査を実施しているところであります。T P P協定発効後においては、輸入農産物の県内への流通状況を検査計画に的確に反映し、国等と連携をしながら、輸入農産物の検査にしっかりと対応してまいりたいと考えております。

阿部県議

ここに福島県の販売農家人口を示すグラフがあります。福島県の販売農家人口は平成7年50万5,795人でしたが、減り続け、昨年では23万4,100人と半数以下に減少しています。原発事故やT P P導入でさらに減少することが予想されます。

これまでの農政では地域の農業を支えている小規模農業、家族経営の営農が成り立たず、集落の高齢化や後継者不足による離農を食い止められないことの表れといえると思います。その結果、食料自給率は下がり続けてきました。今度もT P P対応として海外輸出を狙う攻めの農業を語り、農地の集約化、大規模化が進められようとしています。そこで生き残ることができる農家がどれだけいるのでしょうか。結局、自給率は下がり、過疎化が進むことになるのではないのでしょうか。

国民の食糧を保障して食料自給率を引き上げるためにも本県農業の大きな特徴である小規模農業、家族農業を守る支援策が必要であると思います。食料自給率向上に向け、県はどのように取り組んでいくのか伺います。

農林水産部長

食料自給率の向上につきましては、県内の食糧供給能力を高めるが、重要であることから、農地・農業用水等の生産基盤の整備、及び長寿命化に加え、農業の担い手の育成、確保。さらには、生産技術の向上対策などの施策を総合的にすすめてまいる考えであります。

阿部県議

県は、桃の産地再生にどのように取り組んでいくのか伺います。

農林水産部長

桃の産地再生につきましては、モモせん孔細菌病の果実被害の収束に向け、引き続き、防風ネットの導入の支援、感染源となる枝の除去や、秋に行う薬剤散布の徹底など、総合的な

防除対策の実証・普及にとり組むほか、産地の維持・発展にむけ、品種ごとの団地化や、省力技術の導入、担い手の育成・確保などに取り組んでまいります。

阿部県議

次に障がい者対策についてお伺いします。

4月から「障害者差別解消法」と「改正障害者雇用促進法」が施行されます。小泉政権下ではじまった障害者自立支援法は“障害が重ければ重いほど負担が増える”という応益負担を取り入れたもので、障害者やその家族、施設運営者や福祉労働者を苦しめるものでした。応益負担導入では障害者は生きられないと大きな反対運動が沸き起こり、国と自治体を相手に提訴した自立支援法違憲訴訟団と、原告の勝利的和解として「基本合意文書」を結び、自分たちのことは自分たちで決めると障害者当事者が過半数を占める障害者制度改革推進会議が「骨格提言」をまとめました。

残念ながら、これらの内容はまだ十分に取り入れられていませんが、障害者差別解消法はすべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を目指すものとして、その具体化が求められます。

全国では12府県、4市で「障害者差別禁止条例」が制定されています。「障害者差別禁止条例」をわが県においてもつくるべきと思います。見解を伺います。

保健福祉部長

障がい者差別禁止条例につきましては、「障がい者差別解消法」が本年4月から本格施行されることから、県と致しましては、この法律に基づき障害を理由とする差別の禁止や、社会的障壁の除去にむけて取り組みを進めることとしております。

阿部県議

「障がい者差別解消法」にもとづいて、地域の実情に応じた取り組みを促進すべきと思いますが、障害者差別解消支援地域協議会をどのように活用するのか、伺います。

保健福祉部長

障がい者差別解消支援地域協議会につきましては、障がい者団体のほか、商工団体、弁護士会など、幅広い関係機関・団体の参画をへて、今年度中に設置することとしております。新年度においては、相談対応や、紛争の防止にむけた取り組みについて、情報を共有するとともに、権利擁護に関する啓発等を行うなど、社会全体として障害を理由とする差別の解消にむけた取り組みが促進されるよう、努めてまいります。

阿部県議

障害者の貧困問題がクローズアップされています。慶応大教授らの研究グループの調査では年間所得122万円を下回るものの割合、障害者の貧困率が25%、4人に一人で、健常者の約2倍に当たる結果が示されました。障害者が働ける場が少なく、賃金も安いほか、障害年金など公的な現金給付の水準が先進国の中で低いことが主な要因とされます。

福島県内の障害者雇用率を伺います。県内の民間企業における障害者の雇用率と全国順位をお示してください。

商工労働部長

本県の民間企業における平成27年の障がい者の雇用率は、1.84%となっており、全国順位では第35位となっております。

阿部県議

県の知事部局における障害者の雇用率と全国順位をお示してください。

総務部長

知事部局の障がい者の雇用率につきましては、障がい者雇用促進法に基づく国への報告において、平成27年6月1日現在で2.19%であり、全国の知事部局で福島県のみ、法定雇用率が未達成でありました。このため、新たに身体障害者を対象とした任期付き短時間勤務職員の採用試験を実施するなどにより、平成27年9月1日現在で、2.38%となり、法定雇用率を達成したところであります。

阿部県議

県は障害者雇用促進法の改正を踏まえ、障害者の就労支援にどのように取り組んでいくのか伺います。

商工労働部長

これまで、県内事業所への啓発をはじめ、県内6ヶ所の障がい者就業生活支援センターにおける様々な就労相談、福島労働局と連携した就職面接会の実施など、きめ細やかな就労支援を実施してまいりました。今般、障がい者に対する差別の禁止や、精神障がい者の法定雇用率への参入等を主な内容とする、障がい者雇用促進法改正の一部が施行されることから、その周知、啓発を図りながら、県内企業への障がい者の雇用促進に、引き続き、積極的に取り組んでまいります。

阿部県議

県は、「障害者優先調達推進法」に基づく物品等の調達にどのように取り組むのか伺います。

保健福祉部長

障がい者優先調達推進法にもとづく、県における物品等の調達につきましては、昨年度の実績は、2,674万9,000円と、調達目標を16%上回ったところでございます。今後とも、県の物品等調達方針に基づき、障がい者就労施設の製品等について、展示会の開催や、県のHPへの掲載などにより庁内各部局に対し、情報提供をおこなうとともに、商品力の向上や、共同受注のとり組みを支援するなど、積極的な調達に努めてまいります。

阿部県議

障害者・障害児が生きやすい社会は、すべての人が生きやすい社会につながります。そして、障害者は平和な社会でなければ生きられません。かつて第二次世界大戦でナチスドイツがユダヤ人を強制的に収容所へ送り込んで大量虐殺した衝撃的な歴史がありますが、それ以前に障害者を「強いものは残り、弱いものは淘汰される」「役立たず」として約20万人が殺害された「T4計画」の存在が浮かび上がります。障害のある人も、ない人も、ともに人として生きる社会とは真逆の、人を殺し、殺される暗黒の歴史への逆戻りを許してはなりません。障害者問題を考えるときに安倍内閣が進める安保法制＝戦争法が重なります。

日本がまた人を殺し殺される武力行使に踏み切ることを許してはならないことを申し上げます。

最後に学校の統廃合問題について伺います。

この10年間で小学校102校、中学校25校が廃校となりました。山下祐介首都大学准教授は「学校統廃合は地域の不安の象徴です」と述べています。

学校がなくなることで過疎化も進む。過疎化に拍車をかける悪循環と指摘されています。

伊達市は平成27年度から平成31年度までの5年間の目安で小学校21校を9校へ統廃合する計画が進められています。梁川地区では8校を1校へ、霊山地区は4校を1校にするという統廃合計画に対して、大きな変化にどう対応をすればいいのか不安の声が上がっています。

公立小中学校の統廃合にあたっては行政の押しつけや性急なやり方ではなく、地域住民、父母や教師など十分に話し合いを重ねて、地域の合意を得て、進めることが必要であると思えます。

公立中学校の統廃合に当たっては、学校が持つ役割を踏まえ、地域の合意を得て丁寧に進めるべきと思うが、県教育委員会の考えを伺います。

教育長

公立小中学校の統廃合につきましては、学校は教育のための施設であることに加え、コミュニティの核としての性格を有し、防災や、地域の交流の場などの様々な機能を併せ持つことから、児童生徒にとっての望ましい学習環境のあり方や、児童生徒数の減少の状況、保護者や地域住民の意見等をふまえながら、市町村が学校の適正な配置を考えていくなかで、進めていくものであると考えております。

阿部県議

教育的効果を十分に検討すべき、小・中一貫校の導入問題についてです。
県教育委員会の小・中一貫校の導入にあたっての考え方、十分に検証すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

教育長

小・中一貫教育につきましては、教育活動や、学校マネジメント等の一貫性を確保した総合的かつ効果的な取り組みが可能であり、実施校において、学力向上やいわゆる「中1ギャップ」の緩和、教職員の意識・指導力の向上などの成果が、認識されているところであります。その導入につきましては、設置者である市町村が、地域の実情をふまえつつ、適切に判断していくものと考えております。

阿部県議

ありがとうございました。以上で総括質疑を終わります。

以上